平成２８年（フ）第２０３４号
札幌市清田区里塚４条３丁目８番３号
債務者　長谷川　渉
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８４号
北海道江別市弥生町37番地の８　サンハイム壱番館101号室
債務者　作田さおり（旧姓赤平）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９６号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目７番７―105号
債務者　林　　理絵
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１４号
札幌市東区北39条東10丁目１番22号　アップルハウス北39条206号
債務者　宮本　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７号
長野市大字高田559番地　ペルソワール高田101
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
静岡県伊東市八幡野615番地　つばき荘206号
債務者　中野さち子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
静岡県御殿場市新橋1735番地の１　サンビレッジ５番館201、前住所静岡県御殿場市新橋2030番地の４　タワーコート御殿場403
債務者　緒方　正彦
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
静岡県伊豆の国市奈古谷1608番地
債務者　飯塚ひろみ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
北海道室蘭市海岸町２丁目７番14号
債務者　村上　道教
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
岩手県宮古市日影町６番46号
債務者　加藤　丈治
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０８号
岩手県滝沢市穴口294番地21
債務者　戸羽　勝巳
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３３１号
盛岡市厨川２丁目８番８号
債務者　笹森弓美子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８４号
福島県喜多方市関柴町上高額字割田1711番地８
債務者　小林　福子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
群馬県館林市本町４丁目14番21号
債務者　濱地英梨奈
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６７号
群馬県館林市成島町1151番地の２
債務者　樽井　優太
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６０号
香川県高松市仏生山町甲2746番地16
債務者　前田佳江子（旧姓吉成）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４６号
香川県東かがわ市松原354番地５
債務者　中山千亜紀
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４９号
香川県高松市福岡町１丁目９番７―402号　コート福岡Ⅰ
債務者　大橋　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係